

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【5】
2. 日時：令和3年10月14日 10時00分～10時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、照井安全審査官、岩崎保安規定二係長

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部担当部長（原子力管理）他9名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（19条、22条、23条、24条、25条）について、令和3年10月6日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【基本設計方針（流体震動等による損傷の防止）】

○特になし

【基本設計方針（監視試験片）】

○特になし

【基本設計方針（炉心等）】

○「燃料体（燃料要素を除く。）」の記載について、燃料要素を除いている理由を説明すること。

【基本設計方針（熱遮蔽材）】

○特になし

【基本設計方針（一次冷却材）】

○先行と異なり「保持し得る設計とする」としている理由があれば説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし